

## 居宅介護支援 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

### 1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話	083-768-0586 (月～金曜日 8:30～17:15)
担当	(介護支援専門員) 田中 桃里子
管理責任者	(管理者) 田中 桃里子

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

### 2 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	とよた在宅介護支援センター
所在地	山口県下関市豊田町大字荒木10051番地2
事業所の指定番号	下関市指定 第3577800059号
サービス提供地域	下関市全域 (離島は除く)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	介護保険法等の関係法令及び契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むため、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービスを利用できるよう、契約者の同意の上でケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。
運営の方針	公正中立を旨とし、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して事業を実施します。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月 ～ 金曜日 (ただし、祝日、12/30～1/3を除く)
営業時間	8:30 ～ 17:15

(4) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名

介護支援専門員	<p>居宅サービス計画（ケアプラン）の作成に関する業務を行います。サービスの提供方法などについて、利用者やそのご家族が理解しやすいよう丁寧に説明します。</p> <p>利用者の有する能力やその置かれている環境などを明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します（アセスメント）。</p> <p>アセスメントにあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族と面接して行います。</p> <p>サービス担当者会議を開催し、指定居宅サービス事業者等の担当者と情報を共有し、各担当者の専門的な見地からの意見を求めます。</p> <p>少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、サービス実施状況の把握（モニタリング）を行います。</p> <p>必要に応じてケアプランの変更や指定居宅サービス事業者等との調整その他の便宜の提供を行います。</p>	常勤 2名
---------	--	-------

※管理者は、介護支援専門員2名の内1名が兼務します。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

**3. 居宅介護支援業務の実施方法等について**

付属別紙1「居宅介護支援業務の実施方法等について」参照

**4. 利用料金**

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

介護支援専門員1人 当たりのご利用者の人数	要介護度	介護報酬総額
<b>45件未満の場合</b> (居宅介護支援費Ⅰ)	要介護1・2の方	10,860円
	要介護3～5の方	14,110円
45件以上の場合において、 <b>45件以上60件未満の部分</b> (居宅介護支援費Ⅱ)	要介護1・2の方	5,440円
	要介護3～5の方	7,040円
同上的場合において、 <b>60件以上の部分</b> (居宅介護支援費Ⅲ)	要介護1・2の方	3,260円
	要介護3～5の方	4,220円

※ 上記利用料金に対し、特別地域加算（料金に対し15%加算）を別途いただきます。

※ 同一建物に居住する利用者に対する減算

居宅介護支援事業所と同一建物、または同一・隣接敷地内に居住の利用者

居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が、同一の建物に20人以上居住する建

物に居住の利用者の場合は、所定単位数の95%を算定します。

※ 事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

※ 45件以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

## (2) 加算等について

下記の条件を満たした場合には、前記利用料金に下記の料金が加算されます。

加算等名称	加算額	算定回数、要件等
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
通院時情報連携加算	500円	診察時に介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師に対して情報提供し、必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円	介護支援専門員が入院に当たって <u>その日のうち</u> に必要な情報を医療機関へ提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円	介護支援専門員が入院に当たって <u>2日以上3日以内</u> に必要な情報を医療機関へ提供した場合
退院・退所加算 （カンファレンス参加） （無）	4,500円 （Ⅰ）イ（1回） 6,000円 （Ⅱ）イ（2回）	退院等に当たって医療機関等の職員から必要な情報を受けている場合 （入院又は入所期間中につき1回を限度）
退院・退所加算 （カンファレンス参加） （有）	6,000円 （Ⅰ）ロ（1回） 7,500円 （Ⅱ）ロ（2回）	退院等に当たって医療機関等の職員から必要な情報を受けている場合 （入院又は入所期間中につき1回を限度）

## (3) 交通費

サービス提供地域の下関市（離島は除く）にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方も交通費は無料です。

## (4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

## 5. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

(1) 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。

(2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を

求めることができること。

(3) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(4) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。又、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。

(5) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

(6) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおりです。「付属別紙2」参照

## 6. 緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 7. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、利用者のご家族、市区町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	損害保険ジャパン（株）
------	-------------

## 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の権利擁護のため、高齢者虐待を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援します。虐待の防止等の観点から、体制の整備を行うとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 田中 桃里子

(2) 虐待防止検討委員会を開催し虐待防止に努めます。

(3) 虐待防止のための指針の整備

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するため年2回以上の研修を実施しています。

(5) 成年後見制度の利用を支援します。

(6) 苦情解決体制を整備しています。

## 9. 個人情報の保護と秘密保持について

<p>個人情報の保護について</p>	<p>①事業所は、利用者及びそのご家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って適切な取り扱いを行います。</p> <p>②事業者が知り得た利用者及びご家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。</p> <p>③外部への情報提供については必要に応じて利用者及びそのご家族又はその代理人の了承を得ます。</p> <p>④介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。</p>
<p>秘密の保持について</p>	<p>①事業者の介護支援専門員及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。</p> <p>②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、利用者の個人情報を用いません。</p> <p>③事業者は、利用者のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。</p>

## 10. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。利用者又は家族から苦情があった場合には迅速に対応し、苦情処理記録を作成し速やかに解決できるよう努めます。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。当事業所の他に下記の関係機関でも受付けています。

### (2) 行政機関、その他の苦情受付機関

<p>下関市福祉部介護保険課事業者係</p>	<p>所在地</p>	<p>下関市南部町1番1号 下関市役所本庁舎西棟2階A3窓口</p>
	<p>電話</p>	<p>083-231-1371</p>
	<p>F A X</p>	<p>083-231-2743</p>
	<p>受付時間</p>	<p>午前8時30分～午後5時15分</p>
<p>山口県国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地</p>	<p>山口市朝田1980番地7 国保会館</p>
	<p>電話</p>	<p>083-995-1010</p>
	<p>F A X</p>	<p>083-934-3665</p>
	<p>受付時間</p>	<p>午前9時00分～午後5時00分</p>

※年末年始、土・日曜日及び祝祭日は休み

11. 法人の概要

名称・法人の種別	社会福祉法人 豊寿会
法人所在地	山口県下関市豊田町大字荒木10051番地2
電話	083-768-0051
代表者名	理事長 颯原 尚吾
法人の事業	1. 指定介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム ほたるホームとよた」 2. ユニット型指定介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム ほたるホームとよた ユニット型」 3. 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 「特別養護老人ホーム ほたるホームとよた」 4. 指定通所介護 指定介護予防通所 「とよたデイサービスセンター」 5. 指定居宅介護支援事業所 「とよた在宅介護支援センター」 6. 軽費老人ホーム ケアハウス 「グリーンハイツとよた」

令和 年 月 日

本書面にもとづいて重要事項を説明し、同意のもと交付しました。

事業者

所在地 山口県下関市豊田町大字荒木10051番地2  
名称 社会福祉法人 豊寿会 とよた在宅介護支援センター  
代表者 理事長 颯原 尚吾 (印)

説明者 とよた在宅介護支援センター  
介護支援専門員 田中 桃里子 (印)

本書面により重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者

住所 下関市.....

氏名 ..... (印)

代理人

住所 .....

氏名 ..... (印)

(利用者との続柄： )

## 居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### ----- 記 -----

#### 1. 使用する目的

- ①事業所が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- ②下関市が行う実地指導に関する書類等の提出
- ③施設広報誌等での利用

#### 2. 使用にあたっての条件

- ①情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

#### 3. 個人情報の内容（例示）

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者や家族個人に関する情報
- ②認定調査票（85項目および特記事項）、主治医意見書、介護定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ③その他の情報

#### 4. 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間。

以上

令和 年 月 日

利用者

住 所 下関市.....

氏 名 ..... ㊞

代理人

住 所 .....

氏 名 ..... ㊞

(利用者との続柄： )

(付属別紙1)

## 居宅介護支援業務の実施方法等について

### 1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

### 2 居宅サービス計画の作成について

- ①介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。
  - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導又は指示を行いません。
  - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ②介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスのする場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、居宅サービス計画を作成した場合は主治医等にも交付します。
- ③介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明し文書にて同意を得ます。
  - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の文書同意を得ます。
  - イ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等から個別援助計画の提出を求めます。
  - ウ 介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活中心型）を位置付けた場合は居宅サービス計画の届出をします。

### 3 サービス実施状況の把握、評価について

- ①介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ②上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に把握します。

④介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護支援専門員は利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

#### 4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

#### 5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 6 要介護認定等の協力について

①事業者は、利用者の要介護認定又は要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

②事業者は、利用者が希望する場合は、要介護又は要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。